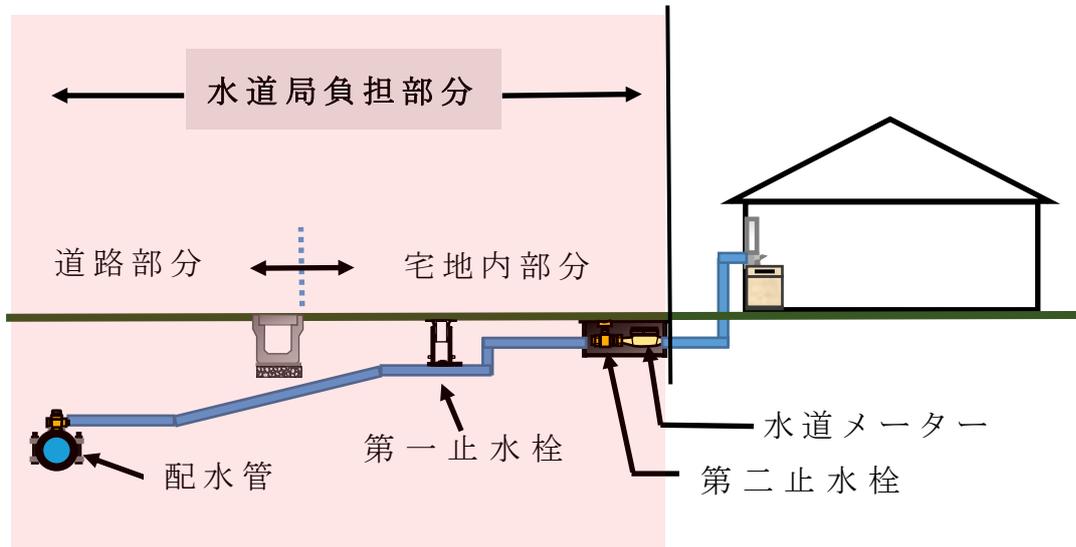


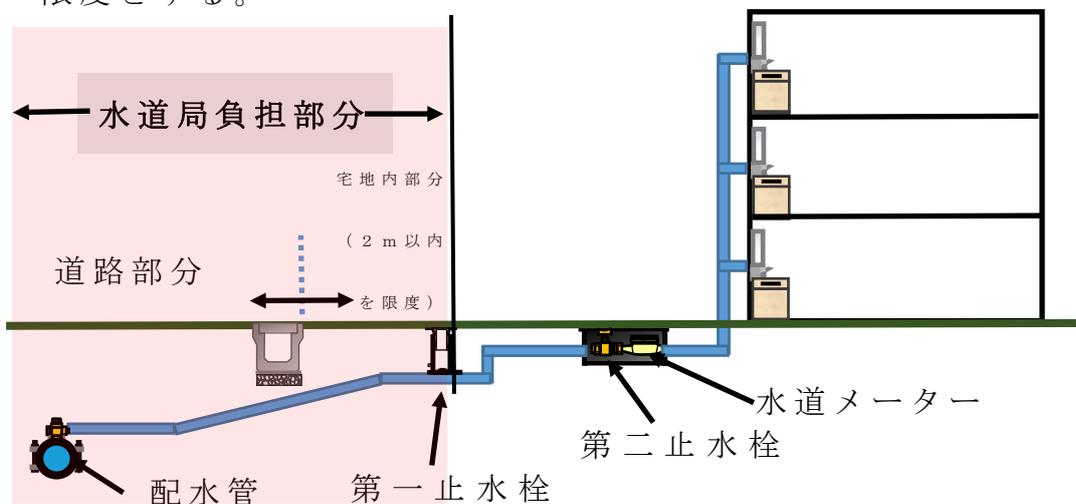
・水道メーターの口径が20mm以内の場合（集合住宅及び官公庁は除く）

分岐部から水道メーターまでの給水装置を水道局負担とする。



・水道メーターの口径が20mmを超える場合及び集合住宅、官公庁の場合

分岐部から水道メーターまでの給水装置のうち、公衆用道路に埋設してある給水装置及び、宅地内の第1止水栓までを水道局負担とする。ただし、宅地内2m以内に第一止水栓が無い場合、2m以内を限度とする。



別表（第4条関係）

<p>範囲 区分</p>	<p>水道メーターの口径が 20mm 以内の給水装置。ただし、集合住宅及び官公庁の給水装置は除く。</p>	<p>水道メーターの口径が 20mm を超える給水装置。集合住宅、官公庁の給水装置</p>
<p>工に 繕等 係る 費用 の 範囲</p>	<p>分岐部から水道メーター（一次側及び二次側のメーターパッキン並びに直結止水栓等とし、メーターボックス＋スラブは除く。）までの給水装置。</p>	<p>分岐部から水道メーターまでの給水装置のうち、公衆用道路に埋設してある給水装置及び、宅地内の第1止水栓まで（ただし、公衆用道路と宅地の境界から宅地側 2m 以内を限度とする。）の給水装置。</p>
<p>適用 除外</p>	<p>(1) 原因者がいる場合。 (2) 建物内及び建物床下 (3) 老朽管による漏水で、管理者が布設替えの必要を認めたとき。 (4) タイル等による特殊な復旧、植木の移植、構造物等の復旧 (5) その他、原形復旧が困難なとき。</p>	